



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
12月5日
号外(1)
月曜

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告.....	7

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月5日

滋賀県監査委員	成田政隆
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和3年度の財務事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されたことを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
知事公室 秘書課 広報課 防災危機管理局	令和4年7月27日 令和4年7月15日 令和4年7月25日
総合企画部 企画調整課 東京本部 国際課 県民活動生活課 消費生活センター 公文書館 CO ₂ ネットゼロ推進課 人権施策推進課 DX推進課 統計課	令和4年7月22日 令和4年7月8日 令和4年8月26日 令和4年7月29日 令和4年5月24日 令和4年7月29日 令和4年8月26日 令和4年8月19日 令和4年8月25日 令和4年8月26日
総務部 総務課 私学・県立大学振興課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所 市町振興課 事業課	令和4年8月23日 令和4年8月26日 令和4年8月18日 令和4年8月18日 令和4年8月26日 令和4年8月18日 令和4年7月27日 令和4年5月31日・7月13日 令和4年7月13日 令和4年5月27日・7月13日 令和4年7月13日 令和4年7月13日 令和4年8月23日 令和4年7月14日
文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 琵琶湖文化館 スポーツ課 国スポ・障スポ大会局	令和4年8月26日 令和4年7月15日 令和4年7月15日 令和4年7月15日 令和4年7月29日 令和4年8月24日
琵琶湖環境部 環境政策課 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所 高島環境事務所	令和4年8月26日 令和4年5月31日 令和4年7月13日 令和4年7月13日 令和4年5月24日 令和4年7月13日 令和4年7月13日

琵琶湖保全再生課	令和4年8月10日
循環社会推進課	令和4年7月20日
下水道課	令和4年7月11日
南部流域下水道事務所	令和4年7月11日
北部流域下水道事務所	令和4年7月11日
森林政策課	令和4年7月25日
西部・南部森林整備事務所	令和4年5月31日
甲賀森林整備事務所	令和4年7月13日
中部森林整備事務所	令和4年5月27日
湖北森林整備事務所	令和4年7月13日
森林保全課	令和4年7月25日
自然環境保全課	令和4年8月25日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	令和4年8月25日
南部健康福祉事務所	令和4年7月12日
甲賀健康福祉事務所	令和4年7月13日
東近江健康福祉事務所	令和4年7月13日
湖東健康福祉事務所	令和4年7月13日
湖北健康福祉事務所	令和4年7月13日
高島健康福祉事務所	令和4年7月12日
医療政策課	令和4年7月20日
感染症対策課	令和4年8月5日
健康寿命推進課	令和4年7月13日
医療福祉推進課	令和4年7月20日
障害福祉課	令和4年8月26日
薬務課	令和4年8月24日
生活衛生課	令和4年8月26日
医療保険課	令和4年8月19日
子ども・青少年局	令和4年8月5日
商工観光労働部	
商工政策課	令和4年8月26日
中小企業支援課	令和4年7月27日
モノづくり振興課	令和4年7月13日
労働雇用政策課	令和4年8月26日
女性活躍推進課	令和4年7月13日
観光振興局	令和4年7月25日
ここ滋賀	令和4年7月8日
農政水産部	
農政課	令和4年8月26日
大津・南部農業農村振興事務所	令和4年7月13日
甲賀農業農村振興事務所	令和4年5月27日
東近江農業農村振興事務所	令和4年7月13日
湖東農業農村振興事務所	令和4年7月13日
湖北農業農村振興事務所	令和4年5月24日
高島農業農村振興事務所	令和4年7月13日
みらいの農業振興課	令和4年7月20日
畜産課	令和4年7月13日

水産課	令和4年8月26日
耕地課	令和4年8月23日
農村振興課	令和4年8月23日
土木交通部	
監理課	令和4年7月22日
大津土木事務所	令和4年7月13日
南部土木事務所	令和4年7月13日
甲賀土木事務所	令和4年6月17日
東近江土木事務所	令和4年6月17日
湖東土木事務所	令和4年6月13日
長浜土木事務所	令和4年6月13日
高島土木事務所	令和4年7月13日
技術管理課	令和4年7月22日
交通戦略課	令和4年8月26日
道路整備課	令和4年7月29日
道路保全課	令和4年7月29日
交通事故相談所	令和4年7月29日
砂防課	令和4年8月23日
都市計画課	令和4年7月15日
住宅課	令和4年8月26日
建築課	令和4年8月26日
流域政策局	令和4年7月22日
北川水源地域振興事務所	令和4年7月13日
会計管理局	令和4年7月29日
企業庁	令和4年7月11日
病院事業庁	
経営管理課	令和4年7月19日
総合病院	令和4年7月14日
小児保健医療センター	令和4年7月4日
精神医療センター	令和4年7月19日
議会事務局	令和4年8月24日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和4年7月25日
教職員課	令和4年7月11日
高校教育課	令和4年8月10日
幼小中教育課	令和4年8月5日
特別支援教育課	令和4年8月26日
人権教育課	令和4年7月22日
生涯学習課	令和4年8月26日
保健体育課	令和4年8月26日
選挙管理委員会事務局	令和4年8月23日
人事委員会事務局	令和4年8月19日

監査委員事務局	令和4年8月19日
労働委員会事務局	令和4年8月26日
警察本部	令和4年8月10日
収用委員会事務局	令和4年7月29日
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	令和4年8月26日
内水面漁場管理委員会事務局	令和4年8月26日

注 令和4年7月13日および8月26日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 東近江土木事務所

令和2年度に発注した道路橋梁耐震補強工事の修正設計に必要な現場試験について、契約手続を行わずに、口頭指示のみで実施するとともに、次年度の令和3年7月に契約を締結している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) 公用車の集中管理のあり方について（総務部総務課、会計管理局）

県（警察本部等を除く知事部局に限る。）では、現在、本庁および地方機関等において、650台を超える公用車を所有・管理しているが、その内訳をみると、各所属において所有・管理されているものが大半で、総務部総務課による集中管理の対象となっているものは28台（そのうち1台はバス。）と、全体に占める割合は極めて低い状況となっている。

令和3年度における集中管理車の稼働率は、平日で73.1%、大津車に限ると83.7%となっており、また、取得後の使用年月が長い車両や走行距離が多い車両については、順次更新に努められている。

各所属が所有・管理する公用車については、稼働日数が極めて低い車両があり、また、新車登録後20年以上を経た車両も見受けられるなど、公用車の活用・更新等の面において課題があると考えられる。

また、新車で購入する車両については、令和元年度以降、集中管理車、各所属の管理車を問わず、バックモニター等が標準仕様として装備され、年々安全装備の拡充が図られるとともに、電気自動車など次世代自動車を率先して導入することとされている。しかし、各所属が保有している既存車両への装備については、それぞれの所属の判断に委ねられており、予算等の制約もあって導入が進んでいない状況にあり、公用車の安全性を高めるとともに、公用車による事故を防止するため、全庁統一的な対応が必要と考えられる。

については、公用車の運用管理の状況を全庁的に把握し、より効率的・効果的な運用を図るため、安全性の向上やCO₂ネットゼロ推進の観点からも、公用車の集中管理のあり方について、早急に検討し、取り組まれたい。

(2) 県道原松原線都市計画街路整備事業の実施効果について（土木交通部都市計画課、湖東土木事務所）

県道原松原線都市計画街路事業は、彦根市原町の国道306号原町交差点から同市古沢町の国道8号古沢町交差点を結ぶバイパス道路を建設するもので、主に国道8号の外町交差点を先頭に国道306号の慢性的な交通渋滞を解消するために実施されている。また、延長約1.7kmのうち約1.1kmはトンネル区間となっている。

平成30年度末にトンネル工事についての当初契約が締結され、契約金額は約49億7千万円であった。令和2年

1月から掘削に着手し、令和4年3月にトンネル区間が貫通したが、このおよそ3年間で、金額の変更を伴う契約変更が十数回、度々議会での議決を要する契約変更も行われ、令和3年度末時点での契約金額は約98億円にまで増額されている。

増額の理由として、「国の基準等による地質調査に基づき掘削を進める中で、想定以上に脆い地質のため補助工法の追加が必要となったこと」、「掘削した土砂のうち、基準を上回る重金属を含む土砂の量が増大し、処分のための費用が増えたこと」などが挙げられており、一定やむを得ない事情と思慮されるが、当初契約金額が2倍近くに増額されたことについて、県財政への負担も懸念されることから、県民の理解を得るため、十分に説明責任を果たすことが求められる。

については、これまでの経過を踏まえ、事業完了ののち、供用開始後の周辺交差点における渋滞解消等の状況により、事業実施の効果や影響を精査・検証し、県民に分かりやすく示すことで、事業実施に係る理解を得るよう、積極的な情報提供に努められたい。

- (3) 収入証紙に代わる収入方法の導入について（総合企画部DX推進課、総務部税政課、会計管理局、警察本部）
現在、本県では、事務手数料などの納付を、条例により収入証紙を用いて行っている。

こうした収納方法は、窓口における現金取扱に伴うリスクを軽減し、収納を確実に行う上で県にメリットがあるが、収入証紙の販売場所や時間が限られており、納付者には負担となっているほか、収入証紙の作成・保管、売りさばきなどに伴う負担やリスクもある。

こうした中で、近年、キャッシュレス決済やコンビニエンスストア等での納付など、公金収納の方法も多様化してきており、これに伴って、一部の自治体では、収入証紙の発行を取りやめ、他の支払方法への転換を進めている事例も見受けられる。

については、本県においても、県民の利便性の向上や経費削減、事務の効率化を図るため、各関係機関が連携し、収入証紙に代わる収入方法の導入について、早急に取り組みされたい。

- (4) 消費生活センターの相談体制について（総合企画部県民活動生活課、消費生活センター）

消費生活センターは、消費者被害の救済やくらしに役立つ情報提供、消費者への啓発などの行政サービスを担っている。SNS利用者が増加する中で、SNSをきっかけとした消費生活相談は増加している。また、県内では、年間約1万2千件の相談があり、高齢者の相談件数も3割を超えている。市町の設置している消費生活センター等とともに、滋賀県の消費者施策の重要な役割を果たしている。

県の消費生活センターにおいては、より高度化、巧妙化していく事案に、的確かつ迅速に対応するため、専門性や広域的な対応が必要となる事案への対処など、対応力、技術力等の更なる向上が求められるとともに、市町への支援など様々な課題に対応できる相談体制の確保や次代を担う相談員の人材確保や育成など一層の充実強化が求められる。

そうした中で、消費生活センターの消費生活相談員は、配置予定の10名に対し、令和3年度末で3名が退職しており、人員が充足されない状況となっている。全国的な人材不足である中、国家資格や実務経験が必要な仕事であることを考慮すれば、相談員不足は早急に解決しなければならない課題と考えられることから、退職理由を客観的に分析するとともに、土曜日勤務や勤務日数などの処遇面および職場環境等について、改善すべき事項がないか、十分な検討が必要と考える。

については、今後の県内消費者行政のあるべき姿の実現に向け、県、市町の担うべき役割分担のもと、消費生活センターにおける相談体制の整備に早急に取り組みされたい。

- (5) 総務事務集中化の推進について（総務部人事課、総務事務・厚生課）

本県では、地方行政機関において先行的に取り組みされていた総務事務集中化について、平成26年度から本庁においても取り組み、現在、本庁では知事部局（事業課の一部を除く。）と教育委員会事務局等、また、地方機関では各地方合同庁舎内の各所属に係る給与・旅費の支給、共通の経費の執行事務等のいわゆる総務事務を総務部総務事務・厚生課において一元的に処理している。

一方で、今回の定期監査において、総務事務集中化の対象外の所属における事務処理誤りのうち、総務事務に係るものが半数近くとなっている。

こうしたことから、総務事務に係る事務処理誤りを防止し、業務効率化を図るとともに、組織固有の事務に専念できる体制を整備するためには、総務事務集中化の対象所属をさらに拡大していくことが必要である。

例えば、湖東や高島の健康福祉事務所など、地方合同庁舎に近接していないため、集中化の対象外となってい

る所属については、改めて集中化できない要因等を検証し、集中化に向けて検討されたい。

なお、集中化されていない本庁の各行政委員会等(警察本部を除く。)についても、同様に検討されたい。

さらに、その他の集中化対象外の所属についても、電子決裁等の進展や今後のDXの推進状況を踏まえつつ、早期に改善を図れるよう段階的、計画的に取り組まされたい。

併せて、総務事務集中化の拡大により、組織固有の施策の充実や職員の専門性の向上、健康経営の推進につながるよう配慮されたい。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年12月5日

滋賀県監査委員 成 田 政 隆
 " 奥 博
 " 村 尾 慎 哉
 " 藤 本 武 司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	琵琶湖博物館
監査実施年月日	令和4年1月27日
監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の結果	<p>令和3年度滋賀県立琵琶湖博物館飲料水水質検査業務委託において、歳出予算執行伺いの作成や契約締結などの事務手続を行わないまま業務が履行されている事例が認められた。</p> <p>本業務においては、令和2年度に契約手続の遅れを会計管理局会計課に指摘され、会計事務改善報告書を提出しているにもかかわらず改善が図られていなかった。</p> <p>今後は、所属の業務進捗状況を適時・的確に把握し、法令・規則に定められた事務手続を確実に履行されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>令和4年度においては、施設管理に係る各種の業務委託について、一覧表により進捗状況を適時に更新して組織的に進捗管理を実施し、必要に応じて応援体制をとるなど組織全体として取り組んでいる。</p> <p>令和4年度滋賀県立琵琶湖博物館飲料水水質検査業務委託については、6月に委託契約を締結するとともに歳出予算執行伺いも完了しており、事務手続を適切に実施した。</p> <p>今後は、事務手続を行わないまま業務を履行することがないように、業務委託について組織的に進捗管理を行いながら、適切な事務手続を履行していく。</p>

監査実施対象機関名	瀬田工業高等学校
監査実施年月日	令和4年2月18日
監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の結果	<p>定時制生徒の令和3年度独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金について、納入義務者より当該掛金を預かっているにもかかわらず、令和4年2月3日時点で、収納事務が行われておらず、また、当該掛金の受領状況を管理できる書類が確認できない状況にあった。については、収納事務および債権管理事務について厳正を期されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>指摘のあった共済掛金については、全日制を含む複数の職員が定時制学校徴収金の収納状況を精査し、全額を納入した。</p> <p>今後このような事態を招かないため、納付の事実が発生するごとに収納事務を行うこととし、定時制事務室において生徒別の納付状況を取りまとめ、全日制を含む複数の職員が確認を行うこととする。</p>

監査実施対象機関名	長浜北星高等学校
監査実施年月日	令和4年2月18日
監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の結果	<p>物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品の保管状況を確認したところ、現物を確認できない重要物品が4点認められた。</p> <p>物品の現物確認については、平成29年度会計管理局通知に基づき令和元年7月に実施されているが、その際に「所在不明」と判明した物品の台帳整理の手続を放置したことにより、令和元年度、令和2年度対象の財務監査(定期監査)において、2年連続で現物を確認できない物品が認められることとなった。令和2年度対象の指摘では、定期的に現物の確認を行うなど適切な物品管理を徹底するよう指導していたが、令和3年度対象の財務監査(定期監査)に伴う予備調査時点においても、確認作業は完了しておらず、さらには台帳整理も着手されていないことから、適切に改善が図られているとは言い難い状況であった。</p> <p>また、重要物品については、その重要性から、県財務規則第149条第1項第2号の規定に基づき、毎年度、重要物品に関する調査を実施し、「重要物品に関する調書」を会計管理者あて提出することとなっているが、所在不明の事実を把握しているにもかかわらず、長期間にわたって適切な報告がなされていなかった。</p> <p>今後は、定期的に現物の確認を行うことを徹底するとともに、事務職員と教職員との情報共有の強化や職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、再発防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>指摘があった所在不明の重要物品について、処分手続を行った。</p> <p>また、全ての登録物品について台帳登録内容に基づく棚卸を実施し、台帳の整理を行った。</p> <p>今後、職員会議や物品交付などの機会を捉えて適切な物品管理についての情報共有やコンプライアンス意識を高めていくための周知を行っていくとともに、登録備品の棚卸を毎年実施していくことにより、こうした事態の再発防止に努めていく。</p>

監査実施対象機関名	草津東高等学校
監査実施年月日	令和4年1月18日
監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の結果	<p>物品の管理において、現物を確認できない物品が認められ、また、昨年度の財務監査(定期監査)において現物を確認できなかった物品について、その後の手続の進捗管理を怠り、処分手続が完了していなかった。さらに、取得した物品の登録手続がされていない事例が認められた。</p> <p>今後は、必要な手続を確実にを行うとともに、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>指摘があった物品については現物確認を行い、台帳の整理を完了した。</p> <p>現在、台帳登録内容に基づく棚卸を行っており、順次台帳の整理をしている。</p> <p>今後、物品の追加・更新・廃棄時の台帳登録が適時に行われるよう、追加・更新時には支出命令や寄附受納の起案に備品登録番号を記載するとともに、廃棄時には台帳と突合を徹底するなど、台帳との整合性を複数名で確認し、管理を徹底する。</p>

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の意見	<p>(1) 子ども家庭相談センターの体制強化に向けて(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、大津・高島子ども家庭相談センター、健康医療福祉部子ども・青少年局)</p> <p>子ども家庭相談センター(以下「センター」という。)においては、近年の児童相談受付件数や児童虐待通告件数の急増に対応するため、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、専門職員の増員が図られている。</p> <p>一方で、全国的に専門職員の採用数が増加する中で、その確保がますます困難になっていくことに加え、</p>

職員数は増えても採用した職員の育成には一定の期間を要し、指導育成に当たる職員の業務が増えること、また指導に当たる中堅職員が少ないことなど、専門職員の確保育成やセンターの体制強化に向けて、十分とは言えない状況である。

センターの体制強化には、直接の相談指導業務とは別に、センター業務を俯瞰的に把握・分析し、専門的力量を持つ職員の育成・定着を図るため、研修やジョブローテーションのあり方を検討・実施するためのマンパワーや、市町・関係機関とともに虐待予防のための施策連携や情報共有を強化する仕組みづくりを担うマンパワーが必要であり、3センターを統括する形で例えば中央子ども家庭相談センターにおいて、そうした業務支援を担う体制整備を検討されたい。

現在、県においては、新センターの設置や管轄区域の見直しが検討されているところであり、これを契機に、センターの専門的機能がさらに効果的に発揮されるよう取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、大津・高島子ども家庭相談センター、健康医療福祉部子ども・青少年局)

経験の浅い児童福祉司および児童心理司の育成、センターの体制強化ならびに新センターの整備を図るため、令和4年度から中央子ども家庭相談センターに「体制強化担当」の健康医療福祉部管理監を配置するとともに、各センターに人材育成担当としてベテラン児童福祉司を配置し、OJT研修や階層別研修プログラムを実施するなど、若手職員の資質向上を図ることとした。

また、令和6年4月に東近江圏域(日野町)に新センターを設置することに伴い、管轄区域の見直しを行う予定となっており、迅速かつ適切なケース対応や市町支援機能を強化することにより、市町との更なる連携強化や、子どもにとっても、通告時の迅速な安全確認や、一時保護による早期の安全確保等が期待できる。

引き続き、市町を含めた子ども家庭相談体制の強化に取り組んでいきたい。

監査結果報告年月日 令和4年3月25日

監査の意見

(2) 設備機器整備後の導入効果に係る検証等について(東北部工業技術センター)

東北部工業技術センター(以下「センター」という。)は平成9年4月に発足して以来、およそ四半世紀にわたり「あなた(貴社)の技術を応援します」をモットーに、県立の試験研究機関として、試験研究はもとより中小企業に対する技術相談や設備利用開放業務など、様々な活動を通して県内の中小企業や地場産業などの産業支援に取り組まれており、その活動の内容や成果は目を見張るものがある。

しかし、センターの技術相談や試験機器利用など、中小企業の活用やその促進に向けたPRには課題もまだまだ多いと思われる。

例えば、センターでは、設備機器の調達に際し、県費をはじめ国や民間団体の補助など様々な財源を活用し、数多くの高価な最先端機器を整備しているが、設備利用開放業務においては、使用頻度にばらつきがあり、中には使用回数が極めて少ない機器も見受けられた。

また、設備機器の新規購入や更新に際して、費用対効果の実績を踏まえ導入の可否を検討されているものの、保有する全ての設備機器に係る調達価格、使用頻度、使用料収入等のデータを一覧比較し、費用対効果を検証できるような管理はされていなかった。

については、こうした状況を踏まえて、全ての設備機器について、費用対効果を常に検証し、調達の効果が最大限に発揮されるよう努められたい。特に、使用頻度が低い機器については、積極的なPRを行うなど、一層の利用促進を図られたい。

加えて、センターは令和7年度に長浜庁舎と彦根庁舎を統合し移転する計画を進められているところであり、これを契機に、保有する機器等の資源を最大限に活用し、センターが目標に掲げている「滋賀をイノベーションの聖地に、東北部工業技術センターを要に」の実現に向けて、高い志のもと、職員が一丸となって、取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(東北部工業技術センター)

中小企業の利用促進に向けて、センターでは二つの取組を行った。

一点目は、情報発信および広報普及に係る取組として、従来からのホームページやダイレクトメールでの情報発信に加え、新たに県主催の中小企業向けの施策説明会にてセンターの活動概要について動画を交えての紹介を行ったほか、彦根市役所やここ滋賀において研究成果のPRを展開した。さらに、新たな媒体としてセン

ター独自のYouTubeのアカウントを取得するなど、積極的な情報発信および環境の整備に取り組んだ。

二点目は、設備機器の利用促進に関する取組として、センターの保有する機器について、目的・用途別にまとめた機器利用ガイドの更新に着手したほか、企業ニーズを汲み取りつつ基礎から昨今の注目技術に関する技術普及講習会や、センター保有機器の機器利用講習会を年20回開催を目標に取り組んでいる。開催にあたっては、web会議システムを活用し、感染症に配慮した開催方式の工夫を図っている。また、全ての機器の利用状況を産業支援情報システムにより毎月確認し、特に使用頻度の少ない機器の利用促進については、ホームページで活用方法の紹介をするなど積極的な普及に努めている。費用対効果の検証についても、機器の更新計画時に調達価格、使用頻度、使用料収入等のデータを一覧比較することで、導入効果を検証し、組織の使命の最大化を図れるように、その内容を充実、試行を進めている。

現在、令和7年度の新センター供用開始に向けて、PFI事業者選定作業を進めており、産学官連携の更なる強化と研究開発型ベンチャーの起業、第二創業の支援を目的としたオープンラボの新設を予定している。これまで培った中小企業や地場産業に対する産業支援の活動や成果を基に、「企業に寄り添うパートナーシップ型センター」として、更なる利用促進に向けて、職員一丸となって取り組んでいく。

監査結果報告年月日	令和4年3月25日
-----------	-----------

監査の意見

(3) 音楽科の定員充足について(石山高等学校、教育委員会事務局高校教育課)

石山高等学校音楽科は、県内唯一の音楽の専門学科として昭和43年に設置され、これまで音楽家や音楽教員など音楽に携わる多くの人材を輩出している。

しかし、令和元年度から入学者数が大幅に減少し、いずれも定員40名に対して、令和元年度20名、令和2年度16名、令和3年度27名と定員を下回る状況が続いている。

このことについては、音楽科を目指す生徒の志向の変化をはじめ、様々な要因が絡み合っていると思われる、時代の変遷とともに、同校が目指している教育の方向性が、現在のニーズに沿ったものとなっているのか分析を行うとともに、公教育としての役割を踏まえた上で、生徒の将来につながるような形で魅力を高めるといった視点が重要と考えられる。

また、同科の演奏ホールやレッスン室などの施設は、定員に応じた規模で整備されており、施設の効率的・効果的な活用の観点からも、改善に向けた早急な対応が必要と思われる。

については、特色ある学校運営を目指して、全国における類似の学校の現状を把握・分析するとともに、先進的な取組事例を参考にするなど、入学者確保に資する改善方策を早急に検討されたい。

また、当校が有する恵まれた施設のPRの充実はもとより、びわ湖ホールとの連携など部局間連携による新たな企画の検討、卒業生との連携強化など、生徒から選ばれる魅力発信の取組方策について、検討を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(石山高等学校)

定員充足に向けた取組として、これまでから本校教員による中学校訪問、中学3年生を対象とした音楽科体験入学および中学校教員を対象とした学校説明会を実施している。

また、県内中学校に対し、定期演奏会や中学1、2年生を対象としたソルフェージュ講座の案内を行い、中学生やその保護者に対し音楽科の魅力を発信する機会の充実にも努めてきた。

さらに、音楽科同窓会と連携し、県内小中学生による演奏会「ジュニア音楽祭」を本校の湖声ホールで実施しているところである。

令和4年度は、魅力発信の新たな取組として、近隣の小学校と連携し、湖声ホールで音楽科生徒と小学生との音楽交流会を実施することとしている。

今後、全国の取組事例を参考に、びわ湖ホールとの連携や卒業生との連携強化など、時代のニーズに合った先進的な魅力発信の取組方策について、さらに検討していく。

(教育委員会事務局高校教育課)

令和4年3月に公立高等学校における音楽科の設置状況について全国照会を行い、教育内容の充実を図るために各校で取り組まれている独自の連携活動および中学生や保護者へのPRの方法について情報収集し、先進的な取組事例の把握・分析を行った。

また、県立高等学校の特色をPRするため、県教育委員会ホームページに学校紹介動画を掲載しているが、新たに、全県立高等学校の特色紹介デジタルブックを作成し、生徒・保護者に情報を届ける取組を行うことと

した。

さらに、令和5年度の高校入試において、石山高等学校音楽科の特色選抜における募集枠を、募集定員の50%から75%に変更するとともに、試験科目についても総合問題を小論文に変更した。

令和4年3月に策定した「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」では、音楽科等の普通科系専門学科の教育内容の改善・充実を図るとともに、中学生の志望状況等を踏まえて、必要に応じて学科改編・コース化、学級定員の弾力化等を検討するとしており、他県の取組事例なども参考にしながら、今後も石山高等学校音楽科の魅力化の方向性を検討していく。

